

〔議題 1〕 第 3 次一般廃棄物処理（ごみ処理）基本計画（案）について**1. 目的及び根拠法令**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、ごみ減量と再資源化（リサイクル）推進のため、本市が行う廃棄物処理の基本的な枠組みを示す計画。

2. 計画期間

平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間の計画。

※社会情勢の変化等に伴う計画の見直しは、平成 29 年度から 5 年目の平成 33 年度を目途に行う。

3. 計画の方針

平成 28 年度に最終検証を行い「循環型社会システム構想」の年次目標は達成できず終了。基本理念は変更せず、究極の目標である「脱焼却」「脱埋立」、処理経費の削減、市民への負担等を念頭に置いて、継続して取り組んでいく。

4. 意見聴取（パブリック・コメント）

- ・期間：平成 29 年 1 月 12 日（木）～ 2 月 13 日（月）
- ・提出方法：実施機関が指定する場所への書面の提出、郵便、ファクシミリ、電子メール
- ・結果：意見なし

5. 重点事業※資料 2 参照**〔議題 2〕 平成 29 年度一般廃棄物処理実施計画の策定について****1. 目的及び根拠法令**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、多治見市の区域内の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるもの。

2. 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

3. 意見聴取（パブリック・コメント）

第 3 次一般廃棄物処理（ごみ処理）基本計画（案）についてのパブリック・コメント手続きを実施、計画内容に大きな変更はないため省略する。

《スケジュール》

- ・ 2 月 23 日…廃棄物減量等審議会
- ・ 3 月 …庁内決裁、告示、ホームページ掲載